

○草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例

平成19年12月19日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、特定商業施設の出店及び営業に伴う近隣住宅地の居住環境の調整に関し必要な事項を定めることにより、住宅地の良好な居住環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象店舗 小売店、飲食店、興行場その他の規則で定める店舗をいう。
- (2) 対象地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）内並びに住居地域からの水平距離が100メートルの範囲内に敷地の全部又は一部が含まれる地域をいう。
- (3) 特定商業施設 対象地域内において新設（店舗面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途、業種、営業時間等を変更して特定商業施設となる場合を含む。）される対象店舗のうち一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）において、当該建物の店舗面積（営業のための店舗の用に供される床面積をいう。）の合計が1,000平方メートル（午後11時から翌日の午前6時までの間において営業を行う対象店舗にあつては、500平方メートル）を超えるものをいう。
- (4) 出店 特定商業施設を新設することをいう。
- (5) 事業主 特定商業施設を設置している者、当該特定商業施設において営業を行っている者、特定商業施設を出店する者及び当該出店する特定商業施設において営業をしようとする者をいう。
- (6) 近隣関係住民 特定商業施設の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内に居住している者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、特定商業施設の出店及び営業に関し近隣の居住環境を良好に保全するた

め、近隣関係住民から調整等の申出があったときは、これに努めなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、特定商業施設の出店及び営業に当たっては、地域社会との調和を図り、近隣の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

(草加市特定商業施設居住環境審議会)

第5条 特定商業施設の出店及び営業が近隣の居住環境に与える影響の種類及び程度に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、草加市特定商業施設居住環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織し、環境、法律、建築等に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

(出店計画の届出)

第6条 事業主（規則で定める者を除く。以下同じ。）は、出店及び営業に関する計画を市長に届け出なければならない。

2 事業主は、出店又は営業前に、前項の規定による届出の内容に変更があったときは、速やかに変更する内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 市長は、前2項の届出を受けたときは、直ちに当該届出を公開し、届出の日から起算して2か月間一般の閲覧に供するとともに、請求があったときはその写しを交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした事業主は、当該届出の日から6か月を経過した後、当該届出に係る特定商業施設の出店又は営業をするものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業主は、前条第1項又は第2項の規定による届出をした日から2か月以内に、近隣関係住民に対して当該届出（変更に係る届出の場合は、規則で定める事項の変更に限る。）に関する説明会を開催し、届出の内容について周知するとともに、当該出店又は変更について十分に理解を得られるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の規定により行った説明会の終了後、直ちに説明会の内容を記録した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の報告書が提出されたときは、直ちに当該報告書（非公開情報（草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）第7条各号に掲げる非公開情報をいう。以下同じ。）を除く。）を公開し、一般の閲覧に供するとともに、請求があったときはその写しを交付しなければならない。

（意見書の提出）

第8条 特定商業施設の出店及び営業に関して意見を有する近隣関係住民は、前条第3項の公開の日（公開が複数回行われた場合は、最後の公開の日）から起算して14日を経過する日（以下「意見提出締切日」という。）までの間、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、意見提出締切日以後、速やかに、提出された意見書の写し（意見書の提出がない場合はその旨）を事業主に送付するものとする。

（意見に対する配慮）

第9条 事業主は、前条の規定により意見書が提出されたときは、提出された意見について、一定の配慮をするよう努めなければならない。

2 事業主は、前項に規定する配慮の結果について市長に報告するものとする。

（意見聴取等）

第10条 市長は、特定商業施設の出店及び営業に関し、必要があるときは、事業主及び関係行政機関から居住環境等についての意見を求め、又は事業主に対して関係資料の提出を求めることができる。

2 市長は、意見書（意見書の提出がない場合はその旨）、前条第2項に規定する配慮結果の報告の文書並びに前項に規定する意見を記載した文書及び資料（非公開情報を除く。）を直ちに公開し、一般の閲覧に供するとともに、請求があったときはその写しを交付しなければならない。

3 第6条第3項、第7条第3項及び前項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写

しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(協議等)

第11条 市長は、第9条第2項の配慮結果並びに前条第1項の意見及び資料に基づき、特定商業施設の出店及び営業が近隣の居住環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、次条に規定する協定の締結のため必要と認めるときは、審議会に諮問し、意見を求めるものとする。

2 市長は、前項の審議会の意見を聴いて、特定商業施設の出店及び営業に関し改善が必要であると認めるときは、事業主と協議するものとする。

3 次のいずれかに該当するときは、第6条第4項の規定は、適用しない。

(1) 第8条に規定する意見書の提出がなかったとき。

(2) 次条に規定する協定が締結されたとき。

(協定の締結)

第12条 事業主は、特定商業施設の出店及び営業に関し、近隣関係住民から営業その他の規則で定める協定対象事項について、協定の締結の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、協定の締結を拒んではならない。

2 市長は、前項の協定の締結について、事業主又は近隣関係住民から調整の申出があったときは、調整を行うことができる。

(勧告)

第13条 市長は、事業主が次のいずれかに該当するときは、事業主に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第6条第1項又は第2項の規定に違反して届け出ないとき。

(2) 第7条第1項の規定に違反して説明会を開催しないとき。

(3) 第7条第2項の規定に違反して報告を怠ったとき、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前条第1項の規定により締結された協定に違反したとき。

(5) 前条第1項の規定に違反して正当な理由なく協定締結を拒んだとき。

(6) 前条第2項の規定による調整を拒んだとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を行う場合は、必要に応じ審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、事業主が第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業主が必要な措置を行うまでの間、特定商業施設の出店の延期又は営業の停止を求めることができる。

(公表)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業主について、特に必要があると認めるときは、事業主の氏名、違反内容その他市長が公表を必要と認めた事項を公表することができる。

(1) 前条第1項の規定による勧告に従わない事業主

(2) 前条第3項の規定による出店の延期又は営業の停止を求めた事業主

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめその事業主に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第6条の規定は、平成20年7月1日以後に出店又は営業する特定商業施設について適用する。